

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松阪市長

## 公表日

令和8年1月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。なお、外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する決定実施の取扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。また、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務として、「生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携」「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理」「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等」を行う。
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、レセプト管理システム、医療機関向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第23号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十三、十四、十八、二十、二十八、三十七、四十、四十二、四十八、四十九、五十三、五十九、六十三、六十九、七十四、七十五、七十六、八十六、八十七、八十九、九十六、百八、百二十五、百三十二、百四十一、百四十四、百五十一、百五十五、百五十八、百六十一、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二、四十三、百六十一、百六十二の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市福祉事務所保護自立支援課
②所属長の役職名	保護自立支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	松阪市福祉事務所保護自立支援課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4072 FAX 0598-26-9113 E-mail hgo.div@city.matsusaka.mie.jp
-----	---

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	

## 9. 監査

### 実施の有無

[  自己点検 ]

[  内部監査 ]

[  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

### 従業者に対する教育・啓発

<選択肢>

[  十分に行っている ]

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

### 当該対策は十分か【再掲】

[  十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

### 判断の根拠

業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保護課長 鈴木 茂郎	保護課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 2. 取得者数	平成27年2月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年11月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※追記のみのため省略	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項に【18、20、21、37、38、53】を追記 ・別表第二省令に【13条、14条、23条、24条、26条の4、27条、59条の2、59条の3】を追記	事後	
令和4年2月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和5年6月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。また、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務として、「生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携」「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理」「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等」を行う。	事前	
令和5年6月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、レセプト管理システム、医療機関向け中間サーバー	事前	
令和5年6月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ・別表第二省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」が含まれる項(26の項) ・別表第二省令第19条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) ・別表第二省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」が含まれる項(26の項) ・別表第二省令第19条	事前	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	松阪市福祉事務所保護課	松阪市福祉事務所保護自立支援課	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保護課長	保護自立支援課長	事後	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	松阪市福祉事務所保護課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4072 FAX 0598-26-9113 E-mail hgo.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市福祉事務所保護自立支援課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4072 FAX 0598-26-9113 E-mail hgo.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I 3. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の15の項</li> </ul> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令第15条</li> </ul>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第23号</p>	事前	
令和6年12月27日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項)</li> <li>・別表第二省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3</li> </ul> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定」が含まれる項(26の項)</li> <li>・別表第二省令第19条</li> </ul>	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表十三、十四、十八、二十、二十八、三十七、四十四、四十九、五十三、五十九、六十三、六十九、七十四、七十五、七十六、八十六、八十七、八十九、九十六、百八、百二十五、百三十一、百四十一、百四十四、百五十一、百五十五、百五十八、百六十一、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二の項</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表四十二、四十三、百六十一、百六十二の項</li> </ul>	事前	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け。</li> <li>・その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</li> <li>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</li> <li>・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</li> <li>・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。</li> </ul>	事前	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事前	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和8年1月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活中困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。また、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務として、「生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携」「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理」「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等」を行う。	生活保護法に基づき、生活中困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。なお、外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する決定実施の取扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。また、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務として、「生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携」「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理」「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等」を行う。	事前	